

44

(仮称)石坂産業株式会社新規プラント建設事業  
環境に影響を及ぼす地域に関する基準に  
該当すると認める地域を記載した書類

令和5年1月

石坂産業株式会社



## 第 1 章 事業者の名称及び住所

名 称 : 石坂産業株式会社  
代表者の氏名 : 代表取締役 石坂 典子  
主たる事務所の所在地 : 埼玉県入間郡三芳町上富緑 1589-2

## 第 2 章 対象事業の目的及び概要

### 2.1 対象事業の名称

対象事業の名称 : (仮称)石坂産業株式会社新規プラント建設事業  
対象事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更  
(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 6 号)

### 2.2 対象事業の目的

当社は昭和 42 年の創業以来、資源リサイクル化技術を追求し、時代の変化とニーズに合わせ、産業廃棄物の減量化、資源の再生・再利用、最終処分場の延命等に取り組んでいる。今後も廃棄物処理施設を通じて、地域循環共生圏の創造による持続可能な地域づくりや、カーボンニュートラル 2050 の実現に向けた地域の脱炭素化の推進等、社会的課題の解決に努めていく考えである。一方で、日本国内における最終処分場の残余容量は年々減少しており、廃棄物の減量化も引き続き課題となっている。

そこで本事業は、焼却処理による廃棄物の大幅な減量化、また、施設の稼働に伴う発電及び熱エネルギーの有効利用による温室効果ガス排出量の削減等に貢献するため、深谷市内の工業団地内に廃棄物の焼却施設を設置することを目的とする。

### 2.3 対象事業の実施区域

対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)の位置は、図-1 に示すとおりである。  
計画地は、埼玉県深谷市南部の川本春日丘工業団地内に位置しており、敷地面積は約 22,000m<sup>2</sup>である。

住所: 埼玉県深谷市白草台 2909-56 (川本春日丘工業団地内)

## 2.4 対象事業の規模

対象事業の規模は、表 1 に示すとおりである。

本事業は、一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理を行う事を目的とし、燃焼施設等を新設する計画である。

表 1 対象事業の規模

項目	計画施設	
廃棄物の種類	廃棄物全般 (一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物)	
敷地面積	約 2.2ha	
排出ガス	湿り排ガス類	76,960m <sup>3</sup> N/h×2 炉
	乾き排ガス類	70,830m <sup>3</sup> N/h×2 炉
規模	125t/日×2 炉	
稼働時間	24 時間連続運転	

## 2.5 対象事業の実施期間

対象事業の実施工程は、表 2 に示すとおりである。

環境影響評価を令和 6 年度まで行い、その後令和 7 年度から令和 9 年度まで工事を行い、供用開始は、令和 9 年度を予定している。

なお、対象事業の実施工程は現時点での計画であり、今後、関係する法令の協議等を踏まえ、変更する可能性がある。

表 2 対象事業の実施工程

項目	年度					
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■	■	■			
施設工事				■	■	■
施設供用						■

## 第 3 章 環境に影響を及ぼす地域

### 3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準




本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定する。

### 3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 1 に示すとおりであり、深谷市、熊谷市、嵐山町、寄居町及び小川町のそれぞれ一部が含まれる。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域(計画地から3km範囲)

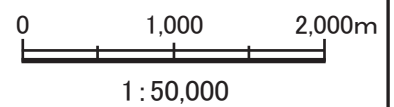


図1 環境に影響を及ぼす地域